

議事要旨(3) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）より、審議事項(3)-1 に基づき、特別目的会社（以下、SPE）の連結上の取扱いに関する短期的検討の是非についてのディスカッション・ポイントの説明がなされ、今後の検討の進め方について、以下のいずれの案で進めるべきか意思確認を行う旨の説明がなされた。

（案①）「短期的な対応をせず MoU プロジェクトの対応を進める」

（案②）「短期的な検討を行う方向で専門委員会において対応案を作成し、当該対応案について委員会にて検討を行う。対応案の作成は D 案¹を中心に行う」

その後、小賀坂主席研究員より、当該短期的な対応について、特別目的会社専門委員会における検討状況や、そこでの議論を踏まえた各案のメリット・デメリットの説明がなされた。説明後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

提案内容についての確認

- ある委員からは、案②で進めた場合でも、資産の譲渡者のみに限定する対応を行うことで本来連結すべきでないものまで対象とならないか疑問であり、そのような議論をしていく過程で結果として案①になることもあり得るのか、との質問がなされた。これに対して、専門委員長からは、案②ではまず対応案を作成して議論を進め、その過程で IASB 側の進み具合に応じて議論を吸収していく可能性はあるとし、また、懸念に対する対応案も検討していきたいとの説明がなされた。事務局からは、現在注記で開示しているものは、各社で「支配している」と考えているものであり、その意味では、支配していないものが連結されることは基本的に想定していないとの説明がなされた。

案①の方向性を支持する意見

- ある委員からは、国際的な会計基準への対応も迫られている昨今の環境において、先の状況が明確でないまま部分的な対応といった中途半端な対応を行うべきでなく、そのような状況で注記から財務諸表本体に情報を移すことが財務報告の有用性を高めるといえるのか明らかではないとし、企業経営における投資家に対する説明責任に鑑みても、連結対象が頻繁に入れ替わるような事態を生じさせることは望ましくない、との意見があった。

これに対して、専門委員長からは、本来連結すべきものは財務諸表本体で連結されることが前提であり、利用者はまずは財務諸表本体から見ていくことになる。国際的にも適格特別目的会社の取扱いは削除されており、推定規定を残しているのは日本だけであ

¹ 「SPE の取扱い」（連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い三）に定められる特別目的会社の取扱い）について、資産の譲渡者にのみ適用するものとする案。

ることからすれば、何らかの答えを出していくことが必要である、との説明がなされた。

- また、別の委員からは、SPE の取扱いに実務上のばらつきがあるのは確かであるが、その問題は包括的な支配概念を明確にしない限り解決しないものであり、そこが不明確なまま短期的対応を進めて実務上の混乱を招くべきではなく、国際的な会計基準との整合性を見ながら明らかにしていくことが行すべき本質的な議論である、との意見があった。
- さらに、別の委員からは、IASB での検討状況からすれば、短期的な対応を行ったとしても 1 年か 2 年程度で変更となる可能性があり適切な対応とは考えられず、むしろ IASB 側の検討に積極的に関与し、日本の意見を反映できるよう検討を進めることに ASBJ の資源を割いて欲しい、との意見があった。

案②の方向性を支持する意見

- ある委員からは、国際的に議論されているのは実質支配力基準というすべての会社に関わる話が中心であり、必ずしも SPE に関して連結の評価が 2 段階で大きく変わるという話ではなく、頻繁な連結対象の変更が生じる可能性は低いだろうとし、さらに、実質支配力基準自体についても日本の支配概念は国際的にも相当厳しいものとなっており、そこから大きく変わる可能性は低いのではないかと、との意見があった。
また、同じ委員から、具体的な対応としては、D 案の場合には資産の譲渡者以外は実質支配力基準が適用されることになることから、組合や特定目的会社といった形態の違いにより対応する規定の有無を整理し、複数の案を考慮しながら検討していくことがよいだろう、との意見があった。
- 別の委員からは、現在の SPE のあり方には問題な面もあるであろうから、連結の範囲を広げていく方向性をこの段階で明確にしておくことはメリットあるとし、一方で、D 案中心ということに限らず、例えば、運用会社自身が持分を持っていた方がよいといった議論もあるように、様々な検討を行いながら幅広く議論すべきである、との意見があった。これに対して、専門委員長からは、D 案だけということではなく、いくつかの案を勘案しながら適切な対応を検討することを考えている、との説明がなされた。

その他の意見

- ある委員からは、SPE に関する情報を財務諸表本体でなく注記開示に留めることにはそれなりの経営上の判断があつてのことであり、注記か連結かを議論しても生産性はなく、むしろ各国により様々な形態をもつ SPE に、すべてを包含するよう抽象的に策定されている国際的な会計基準をあてはめた場合にどうなるかを検討していくことが必要である、との意見があった。

上記の質疑応答の後、意思確認が行われ、案①への賛成が4名、案②への賛成が9名、判断留保1名の結果となり、案②で進めることが暫定的に確認された。